

多面的機能支払交付金実施要領（※抜粋版）

制定 平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2255 号
最終改正 令和 2 年 3 月 31 日 元農振第 3708 号
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長

（※以下、第 1 の 11 抜粋）

第 1 農地維持支払交付金

11 農地維持支払交付金の精算

- （1）対象組織は、事業計画に定める実施期間中の各年度末に残額が生じたときは、当該残額のうち（2）に定める額を除いた額を市町村長に返還するものとする。
- （2）対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。ただし、実施期間終了年度末にあつては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受けて農地維持活動を継続する場合で、かつ、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限る。
- （3）対象組織は、（2）の規定による場合は、具体的な使用予定に基づいて持ち越す額を精査し、様式第 1－8 号又は第 1－9 号の実施状況報告書において、その使用予定を明らかにするものとする。また、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金のうち資源向上活動（共同）に係る持越金の合計額が、当該年度のそれらの交付額の合計の 3 割を超え、かつ、100 万円以上となる場合は、様式第 1－8 号又は第 1－9 号の実施状況報告書にそれらの持越金の使用予定表を添え、市町村長に提出するものとする。
- （4）市町村長及び都道府県は、（2）の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき、必要に応じて、対象組織に対して持ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- （5）市町村長は、（1）又は（4）により対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があつた場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

（※以下、第 2 の 13 抜粋）

第 2 資源向上支払交付金

13 資源向上支払交付金の精算

- （1）対象組織は、事業計画に定める実施期間中の各年度末に残額が生じたときは、当該残額のうち（2）に定める額を除いた額を市町村長に返還するものとする。
- （2）対象組織は、翌年度以降の使用予定に基づく必要な額について、年度末に生じた残額の一部又は全部を持ち越して翌年度の本交付金の経理に含めることができる。ただし、実施期間終了年度末にあつては、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受けて資源向上活動を継続する場合で、かつ、新たな事業計画に基づく実施期間の初年度の使用予定に基づくものに限る。
- （3）対象組織が（2）の規定による場合の取扱い、は、第 1 の 11 の（3）に定めるとおりとする。また、対象組織は、資源向上活動（長寿命化）に係る持越金の額が当該年度の資源向上活動（長寿命化）の交付額の 3 割を超え、かつ、100 万円以上となる場合は、様式第 1－8 号又は第 1－9 号の実施状況報告書に資源向上（長寿命化）に係る持越金の使用予定表を添え、市町村長に提出するものとする。
- （4）市町村長及び都道府県は、（2）の場合の額及びその妥当性について確認するものとする。また、市町村長は、その結果に基づき、必要に応じて、対象組織に対して持ち越そうとする額の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- （5）市町村長は、（1）又は（4）により対象組織から資源向上支払交付金を含む本交付金の返還があつた場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。